

# 安中市立安中小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月1日

## 1 趣 旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張できるようにする必要がある。学校が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するために、本方針を定める。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等のための組織

### いじめ防止対策委員会

#### (1) 組織の構成

校長、教頭、教職員代表（教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭など）、スクールカウンセラー、PTA会長、区長会代表、公民館長、安中警察署職員、保護司、民生委員

#### (2) 組織の役割

学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、評価と検証。

## 4 いじめ防止のための取組み

(1) わかる授業作り、すべての児童が参加・活躍できる授業作りを進める。

(2) 学校における生活規律、授業規律の確立を図る。

(3) 学校生活全般を通じて人権感覚・人権意識の高揚を図る。インターネット等を通じて行われているいじめに関するモラル教育を行う。

(4) 児童主体の仲間作り活動を積極的に行う。異年齢集団の活動を推進する。

(5) 学級活動及び道徳の中に、いじめに関する主題を取り入れ、計画的に実践する。

## 5 いじめ早期発見のための取組み

(1) いじめにつながる行為を見逃さず、常に情報を共有をする。すべての教職員が児童の様子の子の細かい観察に努めるとともに、気になる事案があれば生徒指導主任に報告するとともに記録を残し、職員間で情報の共有を図る。

(2) 毎月1回の学校生活アンケートを実施する。

(3) いつでも児童や保護者からの相談に応じられる体制を確立する。スクールカウンセラー

の活用を図る。

(4) 保護者や地域、「安中小学校いじめ防止対策委員会」との連携を図る。

## 6 いじめに対する対応

○いじめと見られる行為を認めた時、またはいじめの相談を受けた時は、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話聞けるような体制をとり、事実の有無の確認をする。

○いじめと確認された時は、いじめられた児童・知らせた児童の安全を確保した上で、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。また、該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事態の解決を図る。

○必要に応じて、市教育委員会および安中小学校いじめ問題対策委員会等の関係機関と連携をとる。

○いじめの再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

### (2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 いじめ対策に関する評価

(1) 学校評価等にいじめ対策に関する項目を位置づけ、取り組みの検証を行い、改善に努める。

(2) 学校便り等を通じて、評価結果の公表に努める。